

添付資料

第一回新潟交通圏準特定協議会配布資料

第1回 新潟交通圏・三条市A地区・新発田市A地区 準特定地域合同協議会

日時：平成26年2月10日（月）13:30～
場所：トラック会館 6階第大会議室

議事次第

1. 開会 13:30 金子豊彦 内閣府大臣
（内閣府大臣）
2. 委員紹介
（運輸省高橋）
3. 自動車交通部長あいさつ
4. タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法による制度改革のポイント
5. 議題
 - (1) 協議会設置要綱の制定について
 - (2) 会長選任について
（運輸省高橋、内閣府大臣）
 - (3) 運賃の範囲の指定に関する通知について
 - (4) その他
6. 閉会

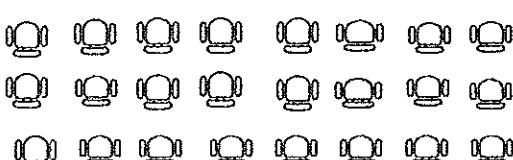
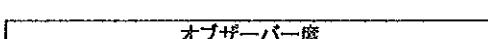
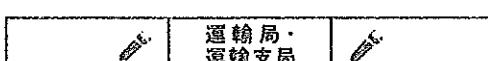
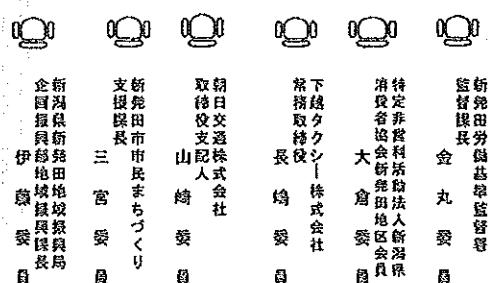
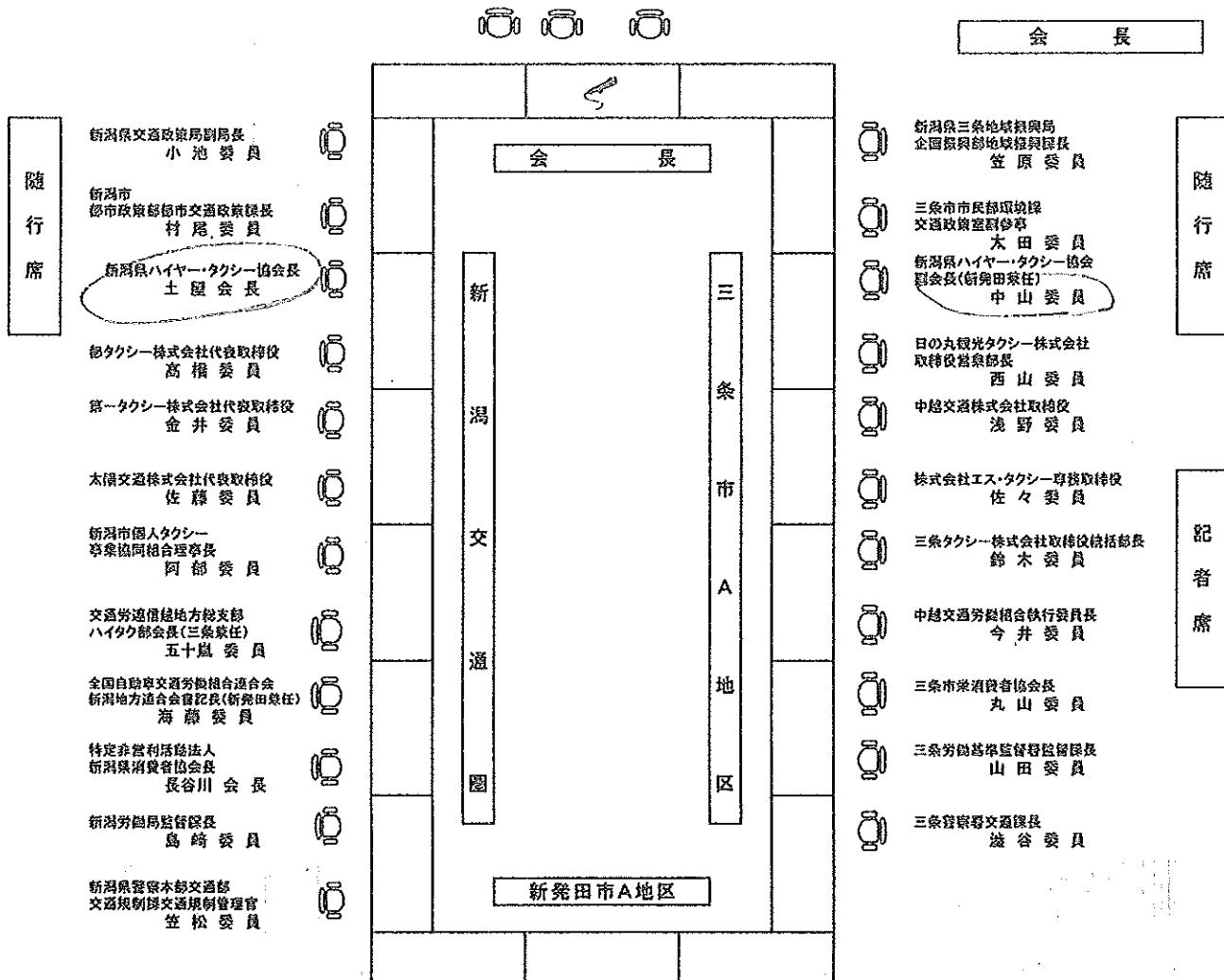
【資料】

- 資料1 タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法による制度改革のポイント
- 資料2 準特定地域協議会設置要綱(案)
- 資料3 協議会設置及び運営に関するガイドライン
- 資料4 新潟県内の特定地域・協議会の状況
- 資料5 公示第78号（公定幅運賃の範囲指定等について）
- 資料6 運賃の範囲の指定に関する通知について

第1回 新潟交通圏・三条市A地区・新発田市A地区準特定地域協議会

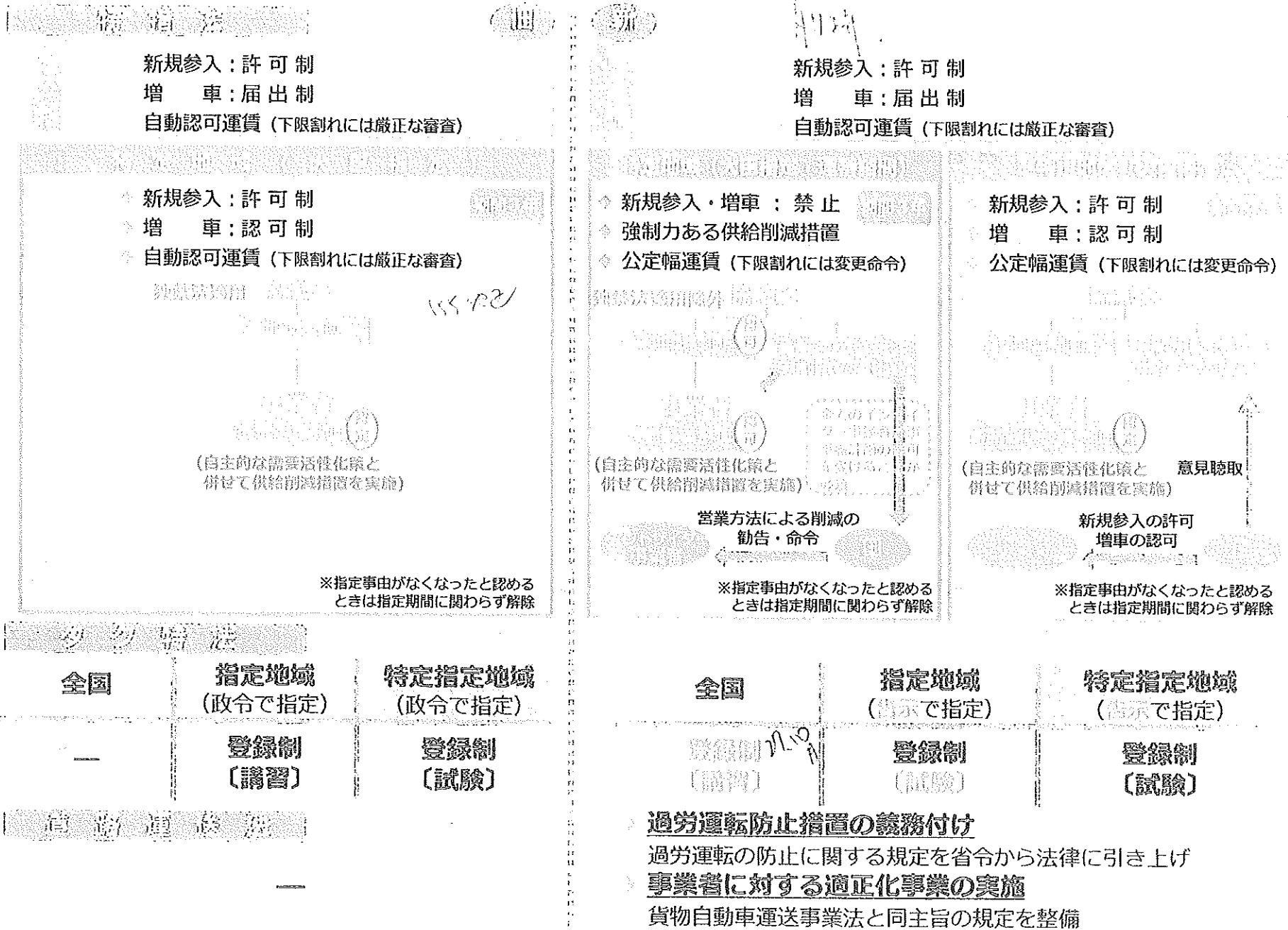
配 席 図

日時:平成26年2月10日(月) 13:30~
場所:新潟県トラック会館 6F 会議室



入り口

タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法による制度変更のポイント



タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法による制度変更のポイント

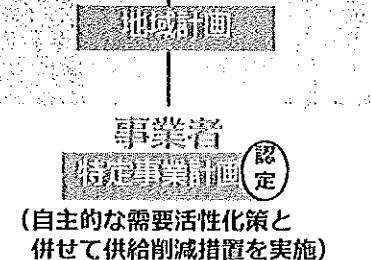
特措法

- 原則
- ◆ 新規参入：許可制
 - ◆ 増車：届出制
 - ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

指定地域（大臣指定）

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：認可制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

独禁法適用 協議会



※指定事由がなくなったと認めるときは指定期間に関わらず解除

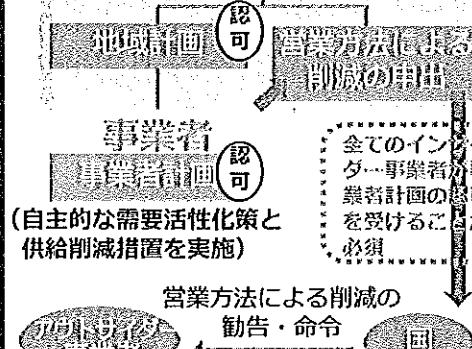
新

- 原則
- ◆ 新規参入：許可制
 - ◆ 増車：届出制
 - ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

指定地域（大臣指定・監督措置）

- ◆ 新規参入・増車：禁止
- ◆ 強制力ある供給削減措置
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）

独禁法適用除外 協議会

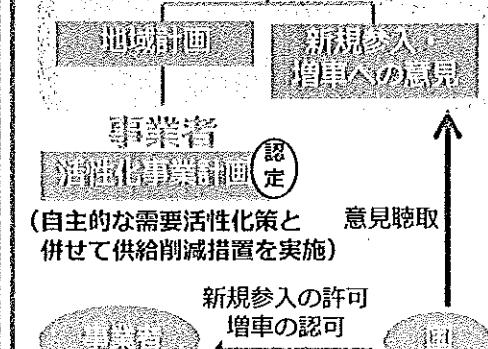


※指定事由がなくなったと認めるときは指定期間に関わらず解除
営業方法による削減の勧告・命令

指定地域（大臣指定）

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：認可制
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）

独禁法適用 協議会



※指定事由がなくなったと認めるときは指定期間に関わらず解除
新規参入の許可・増車の認可

タク法

全国

指定地域
(政令で指定)

特定指定地域
(政令で指定)

道路運送法

—

登録制
〔講習〕

全国

指定地域
(告示で指定)

特定指定地域
(告示で指定)

登録制
〔講習〕

登録制
〔試験〕

登録制
〔試験〕

◆ 過労運転防止措置の義務付け

過労運転の防止に関する規定を省令から法律に引き上げ

◆ 事業者に対する適正化事業の実施

貨物自動車運送事業法と同主旨の規定を整備

第1回新潟交通圏・三条市A地区・新発田市A地区
準特定地域協議会出席者名簿

【新潟交通圏】

構成	氏名	役職
県	坂井 康一 代理: 小池慎一郎	新潟県交通政策局長 新潟県交通政策局 副局長
市	池田 博俊 代理: 村尾俊昭	新潟市都市政策部長 新潟市都市政策部都市交通政策課長
	土屋 蔡三	新潟県ハイヤー・タクシー協会長
	高橋 良樹	都タクシー株式会社代表取締役
タクシー事業者等	金井 正志	第一タクシー株式会社代表取締役
	佐藤 友紀	太陽交通株式会社代表取締役
	阿部 政信	新潟市個人タクシー事業協同組合理事長
労働組合等	五十嵐 真也	交通労連信越地方総支部ハイタク部会長
	海藤 正彦	全国自動車交通労働組合連合会 新潟地方連合会書記長
地域住民等	長谷川 かよ子	特定非営利活動法人新潟県消費者協会長
関係行政機関等	田村 誠一 代理: 島崎佑希	新潟労働局労働基準部長 新潟労働局監督課長
	小山 悅夫 代理: 笠松清孝	新潟県警察本部交通部長 新潟県警察本部交通部交通規制課 交通規制管理官

(順不同・敬省略)

第1回新潟交通圏・三条市A地区・新発田市A地区
準特定地域協議会出席者名簿

【三 条 地 区】

構 成	氏 名	役 職
県	笠 原 道 義	新潟県三条地域振興局企画振興部 地域振興課長
市	渡 边 健 代理: 太田正宗	三条市市民部環境課長 三条市市民部環境課交通政策室副参事
タクシー事業者等	中 山 真	新潟県ハイヤー・タクシー協会副会長 (三条市タクシー協会長)
	西 山 齊 代理: 西山丈基	日の丸観光タクシー(株)代表取締役 (前三条市タクシー協会長) 日の丸観光タクシー株式会社取締役営業部長
	濱 野 吉 信	中越交通株式会社取締役 (三条ブロック長)
	佐 々 木 健	株式会社エス・タクシー専務取締役
	鈴 木 隆 生	三条タクシー株式会社取締役統括部長
労働組合等	五十嵐 真也	交通労連信越地方総支部ハイタク部会長
	今 井 修 二	中越交通労働組合執行委員長
地域住民等	丸 山 正 夫	三条市栄消費者協会長
関係行政機関等	山 田 道 人	三条労働基準監督署監督課長
	瀧 谷 正 夫	三条警察署交通課長

(順不同。敬省略)
新潟部分

第1回新潟交通圏・三条市A地区・新発田市A地区
準特定地域協議会出席者名簿

【新発田地区】

構成	氏名	役職
県	伊藤 広明	新潟県新発田地域振興局企画振興部 地域振興課長
市	三宮 直巳	新発田市市民まちづくり支援課長
	中山 真	新潟県ハイヤー・タクシー協会副会長
タクシー事業者等	山崎 康裕	朝日交通株式会社取締役支配人
	長嶋 孝夫	株式会社下越タクシー常務取締役
労働組合等	海藤 正彦	全国自動車労働組合連合会 新潟地方連合会書記長
地域住民等	大倉 真弓	特定非営利活動法人新潟県消費者協会 新発田地区会員
	金丸 浩也	新発田労働基準監督署監督課長
関係行政機関等	鳴川 勝之 (欠席)	新発田警察署交通課長

(順不同・敬省略)

制定案	現行(廃止)
新潟交通圏特定地域協議会設置要綱	新潟交通圏特定地域協議会設置要綱
制定 平成 年 月 日	制定 平成21年11月6日 一部改正 平成26年1月24日
<p>(目的)</p> <p>第1条 新潟交通圏特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、新潟交通圏の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（原則として運送する乗員は2名を含む）（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送が、地域公共交通としての機能を十分に發揮できるようにするために必要となる特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。（特定地域及び準特許地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成26年国土交通省告示第56号。以下、施行規程という。）第2条で定めるものを除く。）</p> <p>2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車（施行規程第3条で定めるものを除く。）をいう。</p> <p>3 この要綱において「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。</p> <p>4 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。</p> <p>5 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 新潟交通圏特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、新潟交通圏（特定地域）の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送が、地域公共交通としての機能を十分に發揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。</p> <p>2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。</p> <p>3 この要綱において「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。</p> <p>4 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。</p> <p>5 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。</p>

6・この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

7・この要綱において「協議会委員」とは、協議会に出席して意見を述べる者をいう。

(実施事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 該特定期域計画の作成

(2) 次に掲げる該特定期域計画の実施に係る連絡調整

① 該特定期域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

② 該特定期域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める該特定期域計画の実施に係る連絡調整

(3) 該特定地域のタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な協議会の運営方法に関する協議

(協議会の構成員及び協議会委員)

第4条 協議会は別表1に掲げる該委員をもって構成し、各区分の構成員から選出した別表2に掲げる協議会委員により構成する。

2 協議会は、前項に規定する構成員のほか、必要に応じて一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者、学識経験者、その他協議会が必要と認める者を構成員として加えることができる。

3 協議会は、別表1の(1)～(4)に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、別表1の(5)に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

4 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、会長に申し出をするものとする。

ただし、第5条第1項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の5日前までに申し出があった者について、当該協

6 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

(実施事項)

第3条 协議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 地域計画の作成

(2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整

① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 特定地域のタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な協議会の運営方法に関する協議

(協議会の構成員)

第4条 協議会は別表1に掲げる者をもって構成する。

2 協議会は、前項に規定する構成員のほか、必要に応じて一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者、学識経験者、その他協議会が必要と認める者を構成員として加えることができる。

3 協議会は、別表1の(2)～(5)に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、別表1の(6)に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

4 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、会長に申し出をするものとする。

ただし、第5条第9項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会開催日の5日前までに申し出があった者について、当該協議会

議会に構成員として参画できるものとする。

5 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

6 別表1(2)(3)のタクシー事業者からの協議会委員の選出は、当該事業者を大手事業者と中小事業者に区分し、それぞれ各自以上を満たすものとする。

7 選出の区分にあたっては、平成20年7月11日(新規交通法が施行する前年既存規制に新規された日)に各当該事業者が保有していた車両数(いわゆる基礎車両数)の半数未満である車両を基準として、50台以上を大手事業者、50台未満を中小事業者とする。

(協議会の運営)

多く除いてもよい(高)
分に合せては合計(金)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。

3 会長の任期は3年とする。

4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

6 事務局に別表3の各機関の中から事務局員を置く。

7 協議会委員の選出要綱の区分は、協議会の構成員の過半数以上を上記として金額がおりるものとする。

8 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 会長及び協議会委員の選出を議決する場合 別表2の協議会委員の選出に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことを行なう。

① 協議会の構成員である関係地方公共団体の長が全て合意すること。

② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が特定地域内の當

成員として参画できるものとする。

5 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。

3 会長の任期は3年とする。

4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

6 事務局に別表2の各機関の中から事務局員を置く。

7 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 役員の選出を議決する場合 法第8条第1項及び第2項に掲げる協議会の構成員の過半数以上に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことを行なう。

① 北陸信越運輸局長が合意していること。

② 協議会の構成員である関係地方公共団体の長が全て合意していること。

③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の當

・ 営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となつているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となつているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。

⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。

⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3) 地域計画の作成を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもつて行う。

① (2)①及び②から⑥までに掲げる要件を満たしていること。

② 地域計画の作成に合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。

④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)の過半数が合意すること。

⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもつて行う。

① 会長が合意すること。

② 会長するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシーカー車両の合数の合計が、議長会の構成員であるタクシー事業者が設置要綱に規定するタクシー車両の合数の合計の過半数で

営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

④ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となつているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となつているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。

⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。

⑦ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。

(3) 地域計画の作成を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことを行なう。

① (2)①②及び④から⑥までに掲げる要件を満たしていること。

② 地域計画の作成に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意していること。

④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)の過半数が合意していること。

⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもつて行う。

① 会長が合意していること。

② 会長以外の構成員の過半数が合意していること。

会員登録

13 会員登録タクシードライバーサービスに登録する。別表1(3)に登録する際は、運送業者としての登録を、運送業者としての登録を、登録料金を支払うものとし、運送業者が登録すること。

(5) 例掲として、構成員とたつているタクシードライバは、自らの意思により、自らが所属する又は当該協議会登録に協議会における議決権の行使を委託できるものとする。

9 総務会議、定期的に開催するものとする。

10 原則に従事するものほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是否は会長が決めるものとする。

11 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の~~15~~日前までにその旨を公表するものとする。

12 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、議題の概要、議決手順等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

13 会員は、次に掲げる事項に従り、やむを得ない理由により協議会を開催する場合においては、審査の要領を記載した書類を構成員に送付し、その意見の承認及び修正を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。

本規約に添付する規約に従い、やむを得ない理由により協議会を開催する場合は、「3日以内」とあるのは「3日前」とし、第5条第1項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

(1) 要請書、新規区域の設定又は運転に係る意見収集に係る意見書の提出の要件

(2) 公定基準額に係る意見収集に係る意見書の要件

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

8 会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是否は会長が決めるものとする。

9 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の~~10~~日前までにその旨を公表するものとする。

10 協議会は原則として公開とする。ただし、必要に応じ議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

別表1 (第4条関係)

(法第8条第1項に掲げる者)

(1) 関係地方公共団体の長

新潟県交通政策局長

新潟市都市政策部長

(2) タクシー事業者等

新潟県ハイヤー・タクシー協会会長

新潟地域個人タクシー連合会会長

タクシー事業者

① ②以外のタクシー事業者 (別紙)

② 1人1車制個人タクシー事業者 (別紙)

(3) 労働組合等

全新潟タクシー労働組合執行委員長

全国自動車交通労働組合新潟地方連合会書記長

(4) 地域住民

特定非営利活動法人新潟県消費者協会会長

(法第8条第2項に掲げる者)

(5) 関係行政機関等

新潟労働局労働基準部長 *参考資料*

新潟県警察本部交通部長

別表1 (第4条関係)

(法第8条第1項に掲げる者)

(1) 地方運輸局長

北陸信越運輸局自動車交通部長

(2) 関係地方公共団体の長

新潟県交通政策局長

新潟市都市政策部長

(3) タクシー事業者

新潟県ハイヤー・タクシー協会会長

法人タクシー事業者 (別紙)

新潟地域個人タクシー連合会会長

(4) 労働組合

全新潟タクシー労働組合執行委員長

全国自動車交通労働組合新潟地方連合会書記長

(5) 地域住民

特定非営利活動法人新潟県消費者協会会長

(法第8条第2項に掲げる者)

(6) 関係行政機関等

新潟労働局労働基準部長

新潟県警察本部交通部長

別表2 (第4条関係)

登録	新潟県運輸局
監査	新潟県ハイヤー・タクシー運送会社
監査監査	新潟県ハイヤー・タクシー運送会社
タクシー運送会社	新潟市ハイヤー・タクシー運送会社 第一タクシー株式会社 代表取締役 新潟交通株式会社 代表取締役 新潟市営タクシー運送会社
会員組合等	新潟市営タクシー労働組合執行委員長 全国自動車交通労働組合新潟地方連合会議長
連絡機関	新潟市営利團法人新潟県運送者協会会長
連絡行政機関等	新潟県警察本部交通部又はその指名する者 新潟県警察本部交通部又はその指名する者

別表3 (第5条関係)

- (1) 新潟県ハイヤー・タクシー協会
- (2) 新潟市ハイヤータクシー協会

別表2 (第5条関係)

- (1) 北陸信越運輸局自動車交通部
- (2) 北陸信越運輸局新潟運輸支局
- (3) 新潟県ハイヤー・タクシー協会
- (4) 新潟市ハイヤータクシー協会

新潟交通圏~~準~~特定地域協議会設置要綱（案）

制定 平成 年 月 日

（目的）

第1条 新潟交通圏~~準~~特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、新潟交通圏の関係者の自主的な取組を中心として、当該~~準~~特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（法第2条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送が、地域公共交通としての機能を十分に發揮できるようにするために必要となる~~準~~特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。（~~準~~特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成25年国土交通省告示第56号。以下、施行規程といふ。）第2条で定めるものを除く。）

2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車（~~施行規程第3条で定めるものを除く。~~）をいう。

3 この要綱において「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。

4 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。

5 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。

6 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

7 この要綱において「協議会委員」とは、協議会に出席して意見を述べる者をいう。

（実施事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) ~~準~~特定~~地~~域計画の作成

(2) 次に掲げる~~準~~特定~~地~~域計画の実施に係る連絡調整

① ~~準~~特定~~地~~域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

② ~~準~~特定~~地~~域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める~~準~~特定~~地~~域計画の実施に係る連絡調整

(3) ~~準~~特定~~地~~域のタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な協議会の運営方法に関する協議

（協議会の構成員及び協議会委員）

第4条 協議会は別表1に掲げる構成員をもって構成し、各区分の構成員から選出した別表2

に記載のとおり組成する。

に掲げる協議会委員により協議する。

- 2 協議会は、前項に規定する構成員のほか、必要に応じて一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者、学識経験者、その他協議会が必要と認める者を構成員として加えることができる。
- 3 協議会は、別表1の（1）～（4）に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、別表1の（5）に掲げる者が任意に脱退できるものとする。
- 4 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、会長に申し出をするものとする。
ただし、第5条第1項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。
- 5 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

6 別表1(9)(1)のタクシー事業者からの協議会委員の選出は、当該事業者を大手事業者と中小事業者に区分し、それぞれ3名以上を選出するものとする。

7 前項の区分にあたっては、平成20年7月11日（新潟交通圏が特定特別監視地域に指定された日）に各当該事業者が保有していた車両数（もともと基準車両数）の平均保有車両数である車両数を基準として、30台以上を大手事業者、30台未満を中小事業者とする。

（協議会の運営）

- 第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。
- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
 - 3 会長の任期は3年とする。
 - 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
 - 5 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
 - 6 事務局に別表3の各機関の中から事務局員を置く。
 - 7 協議会委員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の1/3を上限として会長が割り当てるものとする。
 - 8 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 会長及び協議会委員の選出を議決する場合 別表2の協議会委員の過半数に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① 協議会の構成員である関係地方公共団体の長が全て合意すること。

- ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。

- ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。
- (3) ~~準特産~~地域計画の作成を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
- ② ~~準特産~~地域計画の作成に合意するタクシー事業者が~~準~~特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該~~準~~特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
- ④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
- ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち~~準特産~~地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。
- (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① 会長が合意すること。
- ② ~~合意するタクシー事業者が準特産地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員で起るタクシー事業者が当該準特産地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。~~
- ③ ~~会長及びタクシー事業者以外の構成員において、別表上(3)に掲げる構成員はその半分毎に上記の議決権を、それ以外の構成員について各自半個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。~~
- ④ ~~原則として、構成員となるているタクシー事業者は、自らが所属する団体又は出席協議会委員に協議会における議決権の行使を委任できるものとする。~~
- 9 協議会は、定期的に開催するものとする。
- 10 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是否は会長が決めるものとする。
- 11 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の±5日前までにその旨を公表するものとする。
- 12 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 13 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認した上で結果をもって協議会の決議に代えることができる。
なお、本規定に基づく取扱いを行つ場合には、第4条第4項中の「±5日前」とあるのは「±3日前」とし、第5条第1項中の「±5日前」とあるのは「±3日前」とする。
- (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
- (2) 公衆輸送費に係る意見聴取に関する意見書の議決
- (その他)
- 第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

別表1 (第4条関係)

(法第8条第1項に掲げる者)	
(1) 関係地方公共団体の長	
新潟県交通政策局長	
新潟市都市政策部長	
(2) タクシー事業者等	
新潟県ハイヤー・タクシー協会会长	
新潟地域個人タクシー連合会会长	
タクシードライバーズ	
① ②以外のタクシー事業者(別紙)	
② 地域個人タクシー事業者(別紙)	
(3) 労働組合等	
全新潟タクシー労働組合執行委員長	
全国自動車交通労働組合新潟地方連合会書記長	
(4) 地域住民	
特定非営利活動法人新潟県消費者協会会長	
(法第8条第2項に掲げる者)	
(5) 関係行政機関等	
新潟労働局労働基準部長	代執行 島崎 (島崎)
新潟県警察本部交通部長	

別表2 (第5条関係)

区分	協議会委員	
署	交通政策局長又はその指名する者	
市町村	新潟市都市政策部長又はその指名する者	
タクシー事業者等	新潟県ハイヤー・タクシー協会会长 大手事業者 第二タクシー株式会社 代表取締役 中小事業者 太陽交通株式会社 代表取締役	
	新潟地域個人タクシー連合会会长	
労働組合等	全新潟タクシー労働組合執行委員長 全国自動車交通労働組合新潟地方連合会書記長	
地域住民	特定非営利活動法人新潟県消費者協会会長	
関係行政機関等	新潟労働局労働基準部長又はその指名する者 新潟県警察本部交通部長又はその指名する者	

別表3 (第5条関係)

(1) 新潟県ハイヤー・タクシー協会
(2) 新潟市ハイヤータクシー協会

制定案	現行
<u>三条地区特定地域協議会設置要綱</u>	<u>三条地区特定地域協議会設置要綱</u>
制定 平成 年 月 日	制定 平成22年3月25日 一部改正 平成26年1月24日
(目的)	(目的)
<p>第1条 <u>三条地区特定地域協議会</u>（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、<u>三条地区</u>の関係者の自主的な取組を中心として、当該<u>特定地域</u>の一般乗用旅客自動車運送事業（法第2条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送が、地域公共交通としての機能を十分に發揮できるようにするために必要となる<u>特定地域計画</u>の作成等を行うために設置するものとする。</p>	<p>第1条 <u>三条地区特定地域協議会</u>（以下「協議会」という。）は、<u>特定地域</u>における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、<u>三条地区（特定地域）</u>の関係者の自主的な取組みを中心として、当該<u>特定地域</u>の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる<u>地域計画</u>の作成等を行うために設置するものとする。</p>
(定義)	(定義)
<p>第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。<u>（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成26年国土交通省告示第56号。以下、施行規程という。）第2条で定めるものを除く。）</u></p>	<p>第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。</p>
<p>2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車<u>（施行規程第3条で定めるものを除く。）</u>をいう。</p>	<p>2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。</p>
<p>3 この要綱において「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。</p>	<p>3 この要綱において「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。</p>
<p>4 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。</p>	<p>4 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。</p>
<p>5 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。</p>	<p>5 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。</p>
<p>6 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近</p>	<p>6 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近</p>

な団体又は組織の代表者をいう。

7 この要綱において「協議会委員」とは、協議会に出席して意見を述べる者をいう。

(実施事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 基特定地域計画の作成

(2) 次に掲げる基特定地域計画の実施に係る連絡調整

① 基特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

② 基特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める基特定地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 特定地域のタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な協議会の運営方法に関する協議

(協議会の構成員及び協議会委員)

第4条 協議会は別表1に掲げる構成員をもって構成し、各区分の構成員から選出した別表2に掲げる協議会委員により協議する。

2 協議会は、前項に規定する構成員のほか、必要に応じて一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者、学識経験者、その他協議会が必要と認める者を構成員として加えることができる。

3 協議会は、別表1の(1)～(4)に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、別表1の(5)に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

4 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、会長に申し出をするものとする。

ただし、第5条第1項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

な団体又は組織の代表者をいう。

(実施事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 地域計画の作成

(2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整

① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 特定地域のタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な協議会の運営方法に関する協議

(協議会の構成員)

第4条 協議会は別表1に掲げる者をもって構成する。

2 協議会は、前項に規定する構成員のほか、必要に応じて一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者、学識経験者、その他協議会が必要と認める者を構成員として加えることができる。

3 協議会は、別表1の(2)～(5)に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、別表1の(6)に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

4 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長に申し出をするものとする。

ただし、第5条第9項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会開催日の5日前までに申し出があった者について、当該協議の構成員として参画できるものとする。

- 5 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。
- 6 別表②のタクシー事業者からの協議会委員の選出は、当該事業者を大手事業者と中小事業者に区分し、それぞれ1名以上を選出するものとする。
- 7 前項の区分にあたっては、平成20年7月11日（三条市八地区が特定特別監視地域に指定された日）に各当該事業者が保有していた車両数（いわゆる基礎車両数）の平均保有車両数である30両を基準として、30両以上を大手事業者、30両未満を中小事業者とする。
- （協議会の運営）
- 第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。
- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
 - 3 会長の任期は3年とする。
 - 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
 - 5 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
 - 6 事務局に別表③の各機関の中から事務局員を置く。
 - 7 協議会委員の選出時間の区分は、協議会の設置予定期間の10%を上限として会長が割り振るものとする。
 - 8 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところとする。
 - (1) 会長及び協議会委員の選出を議決する場合 別表②の協議会委員の選出に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 協議会の構成員である関係地方公共団体の長が全て合意すること。
 - ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタ
- 5 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。
- 6 別表②のタクシー事業者からの協議会委員の選出は、当該事業者を大手事業者と中小事業者に区分し、それぞれ1名以上を選出するものとする。
- 7 前項の区分にあたっては、平成20年7月11日（三条市八地区が特定特別監視地域に指定された日）に各当該事業者が保有していた車両数（いわゆる基礎車両数）の平均保有車両数である30両を基準として、30両以上を大手事業者、30両未満を中小事業者とする。
- （協議会の運営）
- 第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。
- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
 - 3 会長の任期は3年とする。
 - 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
 - 5 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
 - 6 事務局に別表②の各機関の中から事務局員を置く。
 - 7 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところとする。
 - (1) 役員の選出を議決する場合 法第8条第1項及び第2項に掲げる協議会の構成員の過半数以上に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 北陸信越運輸局長が合意していること。
 - ② 協議会の構成員である関係地方公共団体の長が全て合意していること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタ

クシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。

⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。

⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3) 特定地域計画の作成を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① (2) ①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。

② 特定地域計画の作成に合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。

④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)の過半数が合意すること。

⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① 会長が合意すること。

② 全員するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

タクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

④ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。

⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。

⑦ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。

(3) 地域計画の作成を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことを行なう。

① (2) ①②及び④から⑥までに掲げる要件を満たしていること。

② 地域計画の作成に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意していること。

④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)の過半数が合意していること。

⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① 会長が合意していること。

② 会長以外の構成員の過半数が合意していること。

8. 会長及びタクシー事業者以外の構成員において、別表1(3)に掲げる
協議員はその公私に不限る議決権を、それ以外の構成員については各
員に限る議決権を有するものとし、議半数が合意すること。

(5) 原則として構成員となっているタクシー事業者は、自らの意思により、
自らが所属する団体又は出席協議会委員に協議会における議決権の行使
を委任できるものとする。

9. 議議会は、定期的に開催するものとする。

10. 指定に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催するこ
ができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求す
ることができるものとするが、協議会開催の是否は会長が決めるものとする。

11. 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前
までにその旨を公表するものとする。

12. 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議
の趣旨、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えること
ができる。

13. 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により議議会を開催す
る余裕のない場合においては、事前の説明を充実した後書を構成員に送付し、
その意見の収集及び討議を廻避し、その結果をもって議議会の決議に代える
ことができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合は、第4条第4項中の「3
0日前」とあるのは「30日」とし、第5条第11項中の「45日前」とある
のは「10日前」とする。

14. 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提
出の基準

15. 公定船運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、
会長が協議会に諮り定める。

8. 会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会
の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとす
るが、協議会開催の是否は 会長が決めるものとする。

9. 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の10日前
までにその旨を公表するものとする。

10. 協議会は原則として公開とする。ただし、必要に応じ議事概要の公開を
もってこれに代えることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、
会長が協議会に諮り定める。

別表1（第4条関係）

(法第8条第1項に掲げる者)

(1) 関係地方公共団体の長

新潟県三条地域振興局企画振興部振興課長
三条市市民部環境課長

(2) タクシー事業者等

新潟県ハイヤー・タクシー協会副会長
タクシー事業者（別紙）

(3) 労働組合等

全新潟タクシー労働組合執行委員長
中越交通労働組合執行委員長

(4) 地域住民

三条市栄消費者協会長

(法第8条第2項に掲げる者)

(5) 関係行政機関等

三条労働基準監督署第一課長
三条警察署交通課長

別表1（第4条関係）

(法第8条第1項に掲げる者)

(1) 地方運輸局長

北陸信越運輸局新潟運輸支局長

(2) 関係地方公共団体の長

新潟県三条地域振興局企画振興部振興課長
三条市市民部環境課長

(3) タクシー事業者等

新潟県ハイヤー・タクシー協会副会長
法人タクシー事業者（別紙）

(4) 労働組合等

全新潟タクシー労働組合執行委員長
中越交通労働組合執行委員長

(5) 地域住民等

三条市栄消費者協会長

(法第8条第2項に掲げる者)

(6) 関係行政機関等

三条労働基準監督署第一課長
三条警察署交通課長

別表2 (第5条関係)

区分	新潟市電気
県	三条地方議会議員並びに議長又はその指名する者
市町村	三条市議会議員並びに議長又はその指名する者
タクシードライバ等	新潟ハイヤー・タクシー協会会長
	大手事業者 三条タクシー株式会社 代表取締役
	中小事業者 日の丸タクシー株式会社 代表取締役 (三条市タクシー協会会長)
労働組合等	全労連タクシー労働組合執行委員長
	中越交通労働組合執行委員長
地域住民	三条市住民費者協会会員
運営行政機関等	三条労働基準監督署第一課長又はその指名する者
	三条警察署交通課長又はその指名する者

別表3 (第5条関係)

- (1) 新潟県ハイヤー・タクシー協会
- (2) 三条市タクシー協会

別表2 (第5条関係)

- (1) 北陸信越運輸局自動車交通部
- (2) 北陸信越運輸局新潟運輸支局
- (3) 新潟県ハイヤー・タクシー協会
- (4) 三条市タクシー協会

（第8条）地区準特定地域協議会設置要綱（案）

制定 平成 年 月 日

（目的）

第1条 （第8条）地区準特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、（第8条）地区の関係者の自主的な取組を中心として、当該（第8条）地区の一般乗用旅客自動車運送事業（法第2条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる（第8条）特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則（平成26年国土交通省告示第56号。以下「施行規則」という。）第3条で定めるものを除く。）

- 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車（施行規則第3条で定めるものを除く。）をいう。
- 3 この要綱において「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。
- 4 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。
- 5 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。
- 6 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。
- 7 この要綱において「協議会委員」とは、協議会に出席して意見を述べる者をいう。

（実施事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 準特定地域計画の作成
- (2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整
 - ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
 - ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
 - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 準特定地域のタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な協議会の運営方法に関する協議

（協議会の構成員及び協議会委員）

第4条 協議会は別表1に掲げる構成員をもって構成し、各区分の構成員から選出した別表2に掲げる協議会委員により協議する。

2 協議会は、前項に規定する構成員のほか、必要に応じて一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者、学識経験者、その他協議会が必要と認める者を構成員として加えることができる。

3 協議会は、別表1の(1)～(4)に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、別表1の(5)に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

4 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、会長に申し出をするものとする。

ただし、第5条第1項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

5 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

6 別表1(2)(1)のタクシー事業者からの協議会委員の選出は、当該事業者を大手事業者と中小事業者に区分し、それぞれ以上を選出するものとする。

7 前項の区分にあたっては、平成20年7月1日（三条市八幡区が特定特別監視地域に指定された日）に後当該事業者が保有していた車両数（いわゆる基準車両数）の平均保有車両数（以下「の」を基準として、50台以上を大手事業者、50台未満を中小事業者とする。）

（協議会の運営）

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。

3 会長の任期は3年とする。

4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

6 事務局に別表3の各機関の中から事務局員を置く。

7 協議会委員の就活時間の割合は、協議会の開催予定時間の10%を上限として会長が割り振るものとする。

8 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 会長及び協議会委員の選出を議決する場合 会長及び協議会委員の過半数に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① 協議会の構成員である関係地方公共団体の長が全て合意すること。

② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。

⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。

⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3) 準特許地域計画の作成を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① (2)①及び②のうち③までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 準特許地域計画の作成に合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
- ④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
- ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特許地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 会長が合意すること。
- ② 合意するタクシー事業者が準特許地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特許地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ 会長及びタクシー事業者以外の構成員において、別表1(3)に掲げる構成員はその区分毎に1回の議決権を、それ以外の構成員については各自1回の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

(5) 原則として、議決員となつてゐるタクシー事業者は、自らの意思に立ち、自らが開催する団体又は出席協議会委員に協議会における議決権の行使を委任できるものとする。

9 協議会は、定期的に開催するものとする。

10 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是否は会長が決めるものとする。

11 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。

12 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

13 会長は、次に掲げる事項に限り、法律を得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合には、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもつて協議会の決議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第4項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第1項中の「30日前」とあるのは「10日前」とする。

(1) 新規計画、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(2) 公定幅道費に係る意見聴取に関する意見書の議決

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

別表1 (第4条関係)

(法第8条第1項に掲げる者)	
(1)	関係地方公共団体の長 新潟県三条地域振興局企画振興部振興課長 三条市市民部環境課長
(2)	タクシー事業者等 新潟県ハイヤー・タクシー協会副会長 タクシードライバーズ（別紙）
(3)	労働組合等 全新潟タクシー労働組合執行委員長 中越交通労働組合執行委員長
(4)	地域住民 三条市栄消費者協会長
(法第8条第2項に掲げる者)	
(5)	関係行政機関等 三条労働基準監督署第一課長 三条警察署交通課長

別表2 (第4条関係)

県	三条地域振興局企画振興部振興課長又はその指名する者
市町村	三条市市民部環境課長又はその指名する者
タクシー事業者等	新潟県ハイヤー・タクシー協会副会長 大手事業者 三条タクシーブルネイジング株式会社 代表取締役 中小事業者 日の丸観光タクシーブルネイジング株式会社 代表取締役 (三条市タクシードライバーズ会員)
労働組合等	全新潟タクシー労働組合執行委員長 中越交通労働組合執行委員長
地域住民	三条市栄消費者協会長
関係行政機関等	三条労働基準監督署第一課長又はその指名する者 三条警察署交通課長又はその指名する者

別表3 (第5条関係)

(1) 新潟県ハイヤー・タクシー協会
(2) 三条市タクシー協会

制定案	現 行 (第1版)
<u>新発田地区特定地域協議会設置要綱</u>	<u>新発田地区特定地域協議会設置要綱</u>
制定 平成 年 月 日	制定 平成22年3月26日 一部改正 平成26年1月24日
(目的)	(目的)
<p>第1条 <u>新発田地区特定地域協議会</u>（以下「協議会」という。）は、<u>特定地域及び非特定地域</u>における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、<u>新発田地区</u>の関係者の自主的な取組を中心として、当該<u>特定地域</u>の一般乗用旅客自動車運送事業（<u>運送契約に規定する一般乗用旅客自動車による運送をいう</u>以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送が、地域公共交通としての機能を十分に發揮できるようにするために必要となる<u>特定地域計画</u>の作成等を行うために設置するものとする。</p>	<p>第1条 <u>新発田地区特定地域協議会</u>（以下「協議会」という。）は、<u>特定地域</u>における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、<u>新発田地区（特定地域）</u>の関係者の自主的な取組みを中心として、当該<u>特定地域</u>の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる<u>地域計画</u>の作成等を行うために設置するものとする。</p>
(定義)	(定義)
<p>第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。<u>（特定地域及び非特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成26年国土交通省告示第56号。以下、施行規程という。）第2条で定めるものを除く。）</u></p>	<p>第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。</p>
2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車（ <u>施行規程第3条で定めるものを除く。</u> ）をいう。	2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。
3 この要綱において「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。	3 この要綱において「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。
4 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。	4 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。
5 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。	5 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。
6 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近	6 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近

な団体又は組織の代表者をいう。

7 この要綱において「協議会委員」とは、協議会に出席して意見を述べる者をいう。

(実施事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) ~~既存~~ 地域計画の作成

(2) 次に掲げる~~既存~~ 地域計画の実施に係る連絡調整

① ~~既存~~ 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

② ~~既存~~ 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める~~既存~~ 地域計画の実施に係る連絡調整

(3) ~~既存~~ 特定地域のタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な協議会の運営方法に関する協議

(協議会の構成員及び協議会委員)

第4条 協議会は別表1に掲げる~~構成員~~をもって構成し、各区分の構成員から選出した別表2に掲げる協議会委員により協議する。

2 協議会は、前項に規定する構成員のほか、必要に応じて一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者、学識経験者、その他協議会が必要と認める者を構成員として加えることができる。

3 協議会は、別表1の(1)～(5)に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、別表1の(5)に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

4 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、会長に申し出をするものとする。

ただし、第5条第1項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の3日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

な団体又は組織の代表者をいう。

(実施事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 地域計画の作成

(2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整

① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 特定地域のタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な協議会の運営方法に関する協議

(協議会の構成員)

第4条 協議会は別表1に掲げる者をもって構成する。

2 協議会は、前項に規定する構成員のほか、必要に応じて一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者、学識経験者、その他協議会が必要と認める者を構成員として加えることができる。

3 協議会は、別表1の(2)～(5)に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、別表1の(6)に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

4 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長に申し出をするものとする。

ただし、第5条第9項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会開催日の5日前までに申し出があった者について、当該協議の構成員として参画できるものとする。

<p>5 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。</p> <p>6 <u>別表1(2)④のタクシー事業者からの協議会委員の選出は、当該事業者を大手事業者と中小事業者に区分し、それぞれ1名以上を選出するものとする。</u></p> <p>7 <u>前項の区分にあたっては、平成20年7月11日（新潟市A地区が特定特別区域に指定された日）に各当該事業者が保有していた車両数（いわゆる基準車両数）の平均保有車両数である20両を基準として、20両以上を大手事業者、20両未満を中小事業者とする。</u></p> <p>(協議会の運営)</p> <p>第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。 3 会長の任期は3年とする。 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。 5 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。 6 事務局に<u>別表3</u>の各機関の中から事務局員を置く。 7 <u>協議会委員の登用時間の配分は、協議会の運営予定時間の10%を上乗として会長が算り取るものとする。</u> 8 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>会長及び協議会委員の選出を議決する場合 別表2の協議会委員の選出に当たる多数をもって行う。</u> (2) <u>設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことを行なう。</u> <ul style="list-style-type: none"> ① 協議会の構成員である関係地方公共団体の長が全て合意すること。 ② <u>設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者の合計台数の過半数以上を占めるものとする。</u> 	<p>5 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。</p> <p>(協議会の運営)</p> <p>第5条 协議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。 3 会長の任期は3年とする。 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。 5 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。 6 事務局に<u>別表2</u>の各機関の中から事務局員を置く。 7 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>役員の選出を議決する場合 法第8条第1項及び第2項に掲げる協議会の構成員の過半数以上に当たる多数をもって行う。</u> (2) <u>設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。</u> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>北陸信越運輸局長が合意していること。</u> ② <u>協議会の構成員である関係地方公共団体の長が全て合意していること。</u> ③ <u>設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者の合計台数の過半数以上を占めるものとする。</u>
---	---

クシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。

⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。

⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3) 選択地域計画の作成を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① (2)及び③から⑥までに掲げる要件を満たしていること。

② 選択地域計画の作成に合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。

④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)の過半数が合意すること。

⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち選択地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① 会長が合意すること。

② 全てするタクシー事業者が選択地域内の営業所に配置するタクシーカー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該選択地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

タクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

④ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。

⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。

⑦ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。

(3) 地域計画の作成を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことを行なう。

① (2)①②及び④から⑥までに掲げる要件を満たしていること。

② 地域計画の作成に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意していること。

④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)の過半数が合意していること。

⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行なう。

① 会長が合意していること。

② 会長以外の構成員の過半数が合意していること。

五 会長及びタクシー事業者以外の組織、に於いて、別表1(3)に掲げる
協議会への参加権に付随する議決権を、会員のみの議決権に付随する議
決権と同一の権利と看做するものとし、議決権が会員すること。

(5) 原則として、基盤団となっているタクシー事業者は、自らの意思により、
自らが所轄する道府県は出席協議会委員に協議会における議決権の行使
を委任できるものとする。

9 協議会は、定期的に開催するものとする。

10 原則に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催するこ
とができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求す
ることができるものとするが、協議会開催の是否は会長が決めるものとする。

11 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の 15 日前
までにその旨を公表するものとする。

12 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議
の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えること
ができる。

3 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない理由により協議会を開催す
る余地のない場合においては、該案の説明を記載した書面を構成員に送付し、
その構員の取扱及び代行を確認し、その結果をもって協議会の決議に代える
ことができる。

なお、派遣前に署名捺印を行なう場合にあっては、第4条第4項中の「3
日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第11項中の「4~5日前」とある
のは「10日前」とする。

(1) 運送許可、営業区域の設定又は増半に係る意見聴取に関する意見書の提
出の義務

(2) 公道客運運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、
会長が協議会に諮り定める。

8 会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会
の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとする
が、協議会開催の是否は 会長が決めるものとする。

9 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の 10 日前
までにその旨を公表するものとする。

10 協議会は原則として公開とする。ただし、必要に応じ議事概要の公開を
もってこれに代えることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、
会長が協議会に諮り定める。

別表1 (第4条関係)

(法第8条第1項に掲げる者)

(1) 関係地方公共団体の長

新潟県新発田地域振興局企画振興部振興課長

新発田市市民生活部公共交通対策課長

(2) タクシー事業者等

新潟県ハイヤー・タクシー協会副会長

タクシー事業者 (別紙)

(3) 労働組合等

全国自動車交通労働組合連合会新潟地方連合会書記長

(4) 地域住民

新発田市消費者協会会長

(法第8条第2項に掲げる者)

(5) 関係行政機関等

新発田労働基準監督署第一課長

新発田警察署交通課長

別表1 (第4条関係)

(法第8条第1項に掲げる者)

(1) 地方運輸局長

北陸信越運輸局新潟運輸支局長

(2) 関係地方公共団体の長

新潟県新発田地域振興局企画振興部振興課長

新発田市市民生活部公共交通対策課長

(3) タクシー事業者等

新潟県ハイヤー・タクシー協会副会長

法人タクシー事業者 (別紙)

(4) 労働組合等

全国自動車交通労働組合連合会新潟地方連合会書記長

(5) 地域住民等

新発田市消費者協会会長

(法第8条第2項に掲げる者)

(6) 関係行政機関等

新潟労働基準監督署第一課長

新潟警察署交通課長

別表2 第5条関係

玉合	運送会社
新発田市公共交通運送業者連絡協議会又はその指名する者	新発田市公共交通運送業者連絡協議会又はその指名する者
新発田市公共交通運送業者連絡協議会又はその指名する者	新発田市公共交通運送業者連絡協議会又はその指名する者
タクシードライバーズ	新潟県ハイヤー・タクシー協会会員
大手事業者	株式会社ドライブタクシー 株式会社
中小事業者	新潟県交通実業会社 代表取締役
労働組合等	全日本自動車交通労働組合連合会新潟地方連合会本部
組合連盟	新発田市消費者協会会員
新潟行政相談会	新潟市労働法相談外来第一課長又はその指名する者 新潟市警察交通課長又はその指名する者

別表3 (第5条関係)

- (1) 新潟県ハイヤー・タクシー協会
- (2) 新発田市ハイヤー協会

別表2 (第5条関係)

- (1) 北陸信越運輸局自動車交通部
- (2) 北陸信越運輸局新潟運輸支局
- (3) 新潟県ハイヤー・タクシー協会
- (4) 新発田市ハイヤー協会

新潟市八地区~~と~~特定地域協議会設置要綱（案）

制 定 平成 年 月 日

（目的）

第1条 新潟市八地区~~と~~特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域~~及び準特~~定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、新潟市八地区的関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（法第2条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。（~~及~~定地域及び準~~定~~定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成26年国土交通省告示第56号。以下、施行規程といつて）第2条（定めるものを除く。）。

- 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車（~~施行規程第3条~~（定めるものを除く。））をいう。
- 3 この要綱において「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。
- 4 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。
- 5 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。
- 6 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

7 この要綱において「協議会委員」とは、協議会に出席して意見を述べる者をいわ。

（実施事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 準特定地域計画の作成
- (2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整
 - ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
 - ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
 - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 準特定地域のタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な協議会の運営方法に関する協議

（協議会の構成員及び協議会委員）

第4条 協議会は別表1に掲げる構成員をもって構成し、各区分の構成員から選出した別表2に掲げる協議会委員により協議する。

- 2 協議会は、前項に規定する構成員のほか、必要に応じて一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者、学識経験者、その他協議会が必要と認める者を構成員として加えることができる。
- 3 協議会は、別表1の(1)～(6)に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、別表1の(7)に掲げる者が任意に脱退できるものとする。
- 4 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、会長に申し出をするものとする。
ただし、第5条第1項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の3日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。
- 5 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。
- 6 別表1(3)(1)のタクシー事業者からの協議会委員の選出は、当該事業者を大手事業者と中小事業者に区分し、それより1名以上を選出するものとする。
- 7 前項の区分にあたっては、平成20年7月1日（新規出車八期）が特定特別監視地域に指定された日）に各当該事業者が保有していた車両数（いわゆる基準車両数）の平均保有車両数であるタクシー車両を基準として、20辆以上を大手事業者、20辆未満を中小事業者とする。

(協議会の運営)

- 第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。
- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
 - 3 会長の任期は3年とする。
 - 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
 - 5 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
 - 6 事務局に別表3の各機関の中から事務局員を置く。
 - 7 協議会委員の就任時間の区分は、協議会の開催予定期間の~~1/2~~を上限として会長が割り振るものとする。
- 8 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
- (1) 会長及び協議会委員の選出を議決する場合 別表2の協議会委員の過半数に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 協議会の構成員である関係地方公共団体の長が全て合意すること。
- ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が~~特定地域内~~の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該~~特定地域内~~の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が~~特定地域内~~の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該~~特定地域内~~の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3) 準特定地域計画の作成を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① (2)項及び(3)項から(6)項までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 準特定地域計画の作成に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
- ④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
- ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 会長が合意すること。

(a) 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

(b) 会長及びタクシー事業者以外の構成員において、別表上(3)に掲げる構成員はそのほか毎年に1回の議決権を、それ以外の構成員については各自1回の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

(c) 原則として、構成員となるタクシー事業者は、自らの意思をあり、自らが所属する団体又は出席協議会委員に協議会における議決権の行使を委任できるものとする。

9 協議会は、原則的に開催するものとする。

10 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是否は会長が決めるものとする。

11 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の前日までにその旨を公表するものとする。

12 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

13 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合には、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び質問を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にはあわせて、第1条第4項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第1項中の「30日前」とあるのは「10日前」とする。

(1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(2) 公定割運賃に係る意見聴取に関する意見書の議決

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

別表1 (第4条関係)

(法第8条第1項に掲げる者)	
(1)	関係地方公共団体の長 新潟県新発田地域振興局企画振興部振興課長 新発田市市民生活部公共交通対策課長
(2)	タクシー事業者等 新潟県ハイヤー・タクシー協会副会長 タクシードライバーズ（別紙）
(3)	労働組合等 全国自動車交通労働組合連合会新潟地方連合会書記長
(4)	地元住民 新発田市消費者協会会長
(法第8条第2項に掲げる者)	
(5)	関係行政機関等 新発田労働基準監督署第一課長 新発田警察署交通課長

別表2 (第4条関係)

区分	協議会委員	
県	新潟県地域振興局企画振興部振興課長又はその指名する者	
市町村	新発田市市民生活部公共交通対策課長又はその指名する者	
タクシー事業者等	新潟県ハイヤー・タクシー協会副会長 大手事業者 太陽光通新発田中央株式会社 代表取締役 中小事業者 朝日交通株式会社 代表取締役	
労働組合等	全国自動車交通労働組合連合会新潟地方連合会書記長	
地元住民	新発田市消費者協会会長	
関係行政機関等	新発田労働基準監督署第一課長又はその指名する者 新発田警察署交通課長又はその指名する者	

別表3 (第5条関係)

(1) 新潟県ハイヤー・タクシー協会
(2) 新発田市ハイヤー協会

○特定地域及び準特定地域の協議会に関する国土交通省としての考え方について
平成26年1月24日 国自旅第411号 自動車局長から各地方運輸局長あて通達

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）第8条の規定により組織される特定地域及び準特定地域の協議会について、その設置及び運営並びにそこでの合意が円滑に図れるよう（別紙）のとおり「特定地域及び準特定地域の協議会の設置及び運営に関するガイドライン」を作成したので、関係者とも連携を図りつつ、特定地域及び準特定地域の協議会の制度を活用して一般乗用旅客自動車運送事業（法第2条第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業。以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化が効果的に推進されるよう遺漏なきを期したい。

また、当該ガイドラインでは、特定地域及び準特定地域の協議会の設置を円滑に促進する等の観点から、（別添）のとおり「協議会設置要綱（モデル要綱）」を提示することとしたので、特定地域及び準特定地域の協議会の運用の参考にされたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般社団法人全国個人タクシー協会会长あて、別添のとおり通知したので申し添える。

（別紙）

特定地域及び準特定地域の協議会の設置及び運営に関するガイドライン

（準特定地域に關係箇所を抜粋）

I. 準特定地域における協議会

1. 協議会の目的

準特定地域の協議会（以下「準特定地域協議会」という。）は、準特定地域計画の作成、当該準特定地域計画の実施に係る連絡調整、その他当該地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を推進するに当たり必要となる事項の協議を行うために設置するものとする。準特定地域協議会は、準特定地域において一般乗用旅客自動車運送（法第2条第3項に規定する一般乗用旅客自動車運送。以下「タクシー」という。）が地域公共交通としての機能を十分に發揮できるようにすることは当然のこと、産業としての健全性、労働者の生活の確保、地域社会への貢献等の視点も含め、タクシーがすべての関係者にとって望ましい姿となるよう努めるものとする。

2. 準特定地域協議会の設置及び運営

（1）準特定地域協議会は、1つの準特定地域につき、1つ設置するものとする。

（2）準特定地域協議会の設立に当たっては、原則として、法第8条第1項に掲げる者が連携して設立準備会を立ち上げることとし、当該設立準備会が準特定地域協議会設立の主導的な役割を担うものとする（準特定地域の指定が地方公共団体の長の要請により行われた場合にあっては、当該地方公

共団体の長は、積極的に設立準備会に参加することが望ましい。)。

なお、法第3条の2第1項の規定により準特定地域の指定を受けた際現に、改正前の特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号、以下「旧法」という。）第3条第1項の規定により特定地域に指定されていた地域にあっては、原則として、旧法第8条第1項の規定により組織されている協議会（以下「旧協議会」という。）を設立準備会として活用するものとする。

また、法第3条の2第1項の規定により準特定地域の指定を受けた際現に、法第8条第3項の基準に適合する旧協議会にあっては、同条第1項の規定により組織された協議会としてみなす。

(3) 準特定地域協議会は、設立時に設置要綱を定めるものとし、当該設置要綱の原案は設立準備会が作成するものとする。

なお、改正法附則第3条の規定によりみなされた協議会にあっては、設置要綱を見直しするものとする。

(4) 設立準備会は、準特定地域協議会の設立前に、準特定地域協議会を設立する期日とともに準特定地域協議会を設立する旨を公表するものとする。適切な公表手段を有する者が設立準備会の構成員となっていない場合は、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）へ準特定地域協議会を設立する旨を報告し、地方運輸局長により公表するものとする。

なお、当該事項に限らず、協議会が公表を行うべき事項等については、同様の取扱いをすることは差し支えないものとする。

(5) 準特定地域協議会設立時の手続は次に掲げる順によるものとする。

- ① 法第8条第1項に掲げる者に該当する構成員による設置要綱の承認
- ② 準特定地域協議会の役員の選出
- ③ ①②に掲げるもののほか、準特定地域協議会の運営に関して必要な事項の協議

(6) 準特定地域協議会の会長は、準特定地域協議会の構成員の中から互選により選任するものとする。

なお、協議会の会長は、学識経験者をもって充てることを基本とし、協議会が別に合意する場合は、その合意によることも差し支えない。

(7) 準特定地域協議会には、必要に応じ、設置要綱に定めることによって、その運営の事務に関して主導的な役割を担う事務局長その他の運営に必要な役員を置くことができる。

(8) 準特定地域協議会の役員の任期は、準特定地域協議会の設置要綱に定めができるものとする。

(9) 準特定地域協議会は、準特定地域計画の作成後も、準特定地域に指定されている間は定期的に開催するものとする。

(10) (9)に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、準特定地域協議会を開催することができるものとする。また、準特定地域協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求できるものとするが、準特定協議会の開催の是非は会長が決めるものとする。

(11) 準特定地域協議会を開催するに当たっては、原則として、開催予定日の45日前までにその旨を公表するものとする。

(12) 準特定地域協議会は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるものとする。

なお、委員の招集が困難である場合等にあっては、準特定地域協議会があらかじめ定める方法により行う判断に基づき、全ての構成員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決（以下に掲げるものに限る。）を行うことができるものとし、当該手続を行う場合にあっては、I. 2. (11) の規定について「45日前」とあるのは「10日前」と、I. 4. (6) の規定について「30日前」とあるのは「3日前」と読み替えるものとする。

① 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第10条の2第1項に規定する意見の提出に関する事項

② 施行規則第10条の6第1項に規定する意見の提出に関する事項

(13) 準特定地域協議会における協議を円滑なものとするため、地方運輸局長は、準特定地域協議会に対して、準特定地域におけるタクシー事業の現状、問題点等を提示するものとし、特に現状を説明する際には、当該準特定地域において適正と考えられる車両数を示すものとする。

なお、地方運輸局長は、運営のために必要な支援を適時適切に行うものとする。

(14) 準特定地域協議会において協議をするに当たっては、法第8条第1項及び第2項に掲げる各区分ごとの構成員の意見を十分に斟酌することが重要であること、また、円滑な協議の運営を確保する観点から、I. 4. (1) ②及び③の区分に掲げる構成員とそれ以外の区分に掲げる構成員の割合が著しく不均衡とならないよう各区分ごとにおける構成員の発言のあり方等のルールを策定するものとする。

3. 準特定地域協議会の協議を行うに当たっての具体的な指針

準特定地域協議会においては、次の（1）～（3）に掲げる事項について、それぞれに定める事項に留意しつつ、具体的に実施するものとする。

（1）準特定地域計画の作成

準特定地域計画は、準特定地域における地域公共交通としてのタクシーのあり方に関する基本的な方向性を示し、タクシー事業の適正化及び活性化に向けた地域の総合的な取組を定めるものであり、準特定地域協議会は、準特定地域協議会の設置後直ちに準特定地域計画の作成に着手するものとする。準特定地域計画の作成に当たっては、基本方針に定められた準特定地域計画に関する事項に十分留意するものとする。

(2) 準特定地域計画の実施に係る連絡調整

- ① 準特定地域協議会は、準特定地域計画に定められた事項の円滑な実施のために必要な場合には、当該事業の関係者の連絡調整の場を設けるよう努めるものとする。
- ② 準特定地域協議会は、準特定地域計画の目標を達成するために必要があると認めるときは、その議決を経て、当該準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対し、必要な協力を要請できるものとする。

(3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化に関する協議

準特定地域協議会は、地域の実情に応じて、当該準特定地域協議会の存する準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化に関する協議するものとする。

4. 準特定地域協議会の構成員

(1) 法第8条第1項及び第2項に掲げる者は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- ① 関係地方公共団体の長 準特定地域協議会が設置される準特定地域を管轄する地方公共団体の長であって、地域公共交通としてのタクシーの役割・あり方等に关心を持ち、タクシーを地域公共交通として積極的に活用していく意欲等を示した地方公共団体の長
- ② 一般乗用旅客自動車運送事業者等 法第5条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者等
- ③ 一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の組織する団体 準特定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者（法第2条第2項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者。以下「タクシー事業」という。）が雇用するタクシー事業の事業用自動車（法第2条第9項に規定する事業用自動車。以下「タクシー車両」という。）の運転者（以下「タクシー運転者」という。）が組合員となっている労働組合等のタクシー運転者の組織する団体（以下「労働組合等」という。）
- ④ 地域住民 例えば自治会、商工会等のタクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者（地域の実情に精通している地方公共団体が推薦する団体又は組織の代表者が望ましい。）
- ⑤ 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者 鉄道事業者・一般乗合旅客自動車運送事業者等の他の公共交通事業者、ホテル等の宿泊施設管理者等
- ⑥ 学識経験を有する者 大学教授等の学識経験者
- ⑦ その他協議会が必要と認める者 タクシー事業の適正化及び活性化を推進する上で必要と認められる者（例えば、準特定地域協議会の協議事項に関する行政機関（特に、タクシー運転者の労働条件に関する取組について協議を行う場合には協議会が設置される準特定地域を管轄する都道府県労働局又は労働基準監督署、タクシー車両による交通問題に關

する協議を行う場合には当該準特定地域を管轄する都道府県公安委員会)及び観光協会等

- (2) 準特定地域協議会は、法第8条第1項に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができ、かつ、同条第2項により構成員として加えた者が任意に脱退することができるものとする。
- (3) 法第8条第1項に掲げる者については、準特定地域において該当する者が存在しない場合を除き、必ず1者は準特定地域協議会に参加していなければならぬものとする。
- (4) 準特定地域協議会の構成員については、地域の実情を踏まえて、準特定地域協議会におけるタクシー事業の適正化及び活性化を効果的に推進するものとなるよう十分留意するものとする。特に、タクシー運転者の労働条件に関する取組について協議を行う場合には準特定地域協議会が設置される準特定地域を管轄する都道府県労働局又は労働基準監督署、タクシー車両による交通問題に関する協議を行う場合には当該準特定地域を管轄する都道府県公安委員会など、関係行政機関を積極的に構成員として加えるものとする。
- (5) 準特定地域協議会設立後の準特定地域協議会の構成員の変更は、設置要綱の変更を必要とせず、準特定地域協議会会长等(設置要綱に事務局長又は役員を定める場合においては、事務局長又はその役員。以下同じ。)が把握するものとする。
- (6) 準特定地域協議会からの脱退又は準特定地域協議会協議会への加入をしようとする者は、隨時、特定地域協議会会长等に申し出るものとする。
ただし、I. 2. (11)に基づき協議会の開催の公表があった場合にあっては、協議会開催予定日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会の構成員として参画できるものとする。
- (7) 原則として、準特定地域協議会の構成員となっているタクシー事業者は、自らの意思により、自らが所属する団体(以下「タクシー協会等」という。)に準特定地域協議会における議決権の行使を委任できるものとし、当該委任を受けたタクシー協会等がタクシー事業者に代わって準特定地域協議会に参加できるものとする。

5. 準特定地域協議会の合意形成

- (1) 設立準備会は、準特定地域協議会の設置要綱の原案を作成し、準特定地域協議会の設立時に法第8条第1項に掲げる者に該当する構成員の承認を得るものとする。承認の方法は、準特定地域協議会運営の公平性と準特定地域協議会の構成員の多様性を損なわないことに留意する観点から以下の方法によるものとする。
 - ① 関係地方公共団体の長が全て承認すること。
 - ② 設置要綱を承認するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、準特定地域協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数

の合計の過半数であること。

- (3) 設置要綱を承認するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、準特定地域協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - (4) 労働組合等として参加している構成員の過半数が承認すること。
 - (5) 地域住民として参加している構成員の過半数が承認すること。
- (2) 準特定地域協議会における議題ごとの議決方法は、準特定地域協議会の設置要綱に定めるものとする。
- (3) 設置要綱の変更の方法は、当該設置要綱に定める方法によるものとする。
- (4) 設置要綱に定める準特定地域協議会の議決方法は、(1)を参考にしつつ、準特定地域協議会運営の公平性と準特定地域協議会の構成員の多様性を損なわないことに十分留意するものとする。
- (5) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を効果的かつ円滑に推進するため、準特定地域協議会の議決は限りなく全会一致に近い形で行われることが望ましく、そのための調整が積極的に行われるものとする。
- (6) 準特定地域計画の作成に当たっては、法第9条第4項の規定により、その作成に係る合意をした準特定地域協議会の構成員であるタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であるものでなければならないことに留意するものとする。

附 則

本通達は、平成26年1月27日から施行する。

(別添：準特定地域)

〇〇協議会設置要綱（モデル要綱）

制定平成〇〇年〇〇月〇〇日

(目的)

第1条 〇〇協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、△△（準特定地域）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（法第2条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするためには必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。

2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。

3 この要綱において「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。

4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。

5 この要綱において「バス事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

(実施事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 準特定地域計画の作成

(2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整

① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 準特定地域のタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

① 協議会の運営方法

② （地域の実情に応じて、必要となる事項を列記）

(協議会の構成員)

- 第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とする（括弧内は例）。
- (1) ○○都道府県知事・○○市町村長又はそれらの指名する者
 - (2) タクシー事業者等（一般社団法人○○都道府県タクシー協会、○○株式会社）
 - (3) 労働組合等（○○労働組合○○都道府県支部）
 - (4) 地域住民の代表（○○自治会長又は○○商工会長）
 - (5) 鉄道事業者、バス事業者、宿泊施設管理者等（○○株式会社）
 - (6) 学識経験者（○○大学教授○○）
 - (7) ○○都道府県労働局又は○○労働基準監督署
 - (8) ○○都道府県公安委員会
 - (9) （その他協議会が必要と認める者を列記）
- 2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～(9)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。
- 3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、会長等（事務局長又は役員を置く場合は事務局長又はその役員。以下同じ。）に申し出をするものとする。
- ただし、第5条第11項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。
- 4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

- 第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。
- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
 - 3 会長の任期は○年とする。
 - 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
 - 5 協議会に事務局長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。
 - 6 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
 - 7 事務局長の任期は○年とする。
 - 8 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
 - 9 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところとする。
 - (1) 役員の選出を議決する場合 第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもつ

て行う。

- ① 関係地方公共団体の長が全て合意すること。
- ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3) 準特定地域計画の作成を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 準特定地域計画の作成に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 準特定地域協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
- ④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
- ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 会長及び事務局長が合意すること。
- ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、それ以外の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

10 協議会は、〇ヶ月ごとを目安として開催することとする。

11 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとすが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。

12 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前（地域の実情に応じて、必要となる日数を記入）までにその旨を公表するものとする。

13 協議会は原則として公開とする。

(第14項は必要に応じて記載する)

14 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第11項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

- (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
- (2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の議決

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

資料 4

新潟県内の特定地域・協議会の状況

平成26年2月1日現在

特定地域	協議会設立年月日	指定年月日 (再指定年月日)	協議会開催状況 上段：地域計画公表日 下段：直近の開催日	会長	任期期限 (任期3年)	事務局	特定事業計画の認定・実施状況			特定地域の車両状況					日車営収	
							認定事業者数／事業者総数	認定計画数	実施率(%) (事業完了)	A 適正車両数	B 基準車両数	C 減車数	D 現在車両数 (B-C)	適正化状況 (DがAの範囲内)	上段：H13年度 下段：H24年度	ここ3ヶ月の傾向
新潟交通圏	21.11.6	21.10.1 (24.10.1)	22.4.9 25.1.31(第6回)	自動車交通部長 支局長	27.11.6	自動車交通部 新潟運輸支局 県ハイタク協会 市(地区)協会	26/26	151	75.5 946 ~1,064	1,204	149	1,055	○	27,171 25,435	↗	
長岡交通圏	22.2.2		22.3.11 25.1.18(第4回)		28.2.2		11/11	91	51.6 340 ~383	399	43	356	○	24,445 20,979	↗	
上越交通圏	22.3.4		22.5.6 25.2.7(第4回)		28.3.4		5/5	24	20.8 153 ~172	179	10 (増車1)	170	○	29,430 24,914	→	
三条市A	22.3.25		22.5.26 25.2.13(第4回)		28.3.25		4/4	31	58.1 81 ~92	118	18	100	×	21,690 18,936	→	
新発田市A	22.3.26		22.5.18 25.2.19(第4回)		28.3.26		4/4	39	51.3 66 ~74	78	8	70	○	24,496 22,081	→	
柏崎市A	23.1.18	22.10.1 (25.10.1)	23.3.14 25.11.21(第4回)		29.1.18		5/5	49	49.0 89 ~101	103	6	97	○	31,834 22,558	↖	

協議会構成員の状況（北陸信越運輸局管内の状況）

[法第8条第1項に掲げる者]

- 地方運輸局長＝自動車交通部長又は運輸支局長
- 関係地方公共団体＝県、市
- タクシー事業者＝県協会長、市(地区)協会長)及び事業者
- 労働組合

- 地域住民＝消費者協会代表、自治振興会代表、商工会議所など
新潟県内各協議会においては、消費者協会代表及び柏崎
刈羽
- 原子力企業協議会事務局長が就任

[法第8条第2項に掲げる者]

- 関係行政機関等
 - ・労働局又は労働基準監督署
 - ・県警又は所轄署

新潟県内の特定地域・協議会の状況

平成26年2月1日現在

特定地域	協議会設立年月日	指定年月日 (第1定期日)	協議会開催状況 上段：地域計画公表日 下段：直近の開催日	会長	任期期限 (任期3年)	事務局	特定事業計画の認定・実施状況			特定地域の車両状況					
							認定事業者数／事業者総数	認定計画数	実施率(%) (事業完了)	A 適正車両数	B 基準車両数	C 減車数	D 現在車両数 (B-C)	適正化状況 (DがAの範囲内)	上段：H13年度 下段：H24年度
新潟交通圏	21.11.6	21.10.1 (24.10.1)	22.4.9 25.1.31(第6回)	自動車交通部長 支局長	27.11.6	自動車交通部 新潟運輸支局 県ハイタク協会 市(地区)協会	26/26	151	75.5 946 ~1,064	1,204	149	1,055	○	27,171 25,435	↗
長岡交通圏	22.2.2		22.3.11 25.1.18(第4回)		28.2.2		11/11	91	51.6 340 ~383	399	43	356	○	24,445 20,979	↑
上越交通圏	22.3.4		22.5.6 25.2.7(第4回)		28.3.4		5/5	24	20.8 153 ~172	179	10 (増車1)	170	○	29,430 24,914	➡➡
三条市A	22.3.25		22.5.26 25.2.13(第4回)		28.3.25		4/4	31	58.1 81 ~92	118	18	100	×	21,690 18,936	➡➡
新発田市A	22.3.26		22.5.18 25.2.19(第4回)		28.3.26		4/4	39	51.3 66 ~74	78	8	70	○	24,496 22,081	➡➡
柏崎市A	23.1.18		22.10.1 (25.10.1)		23.3.14 25.11.21(第4回)		5/5	49	49.0 89 ~101	103	6	97	○	31,834 22,558	↘

協議会構成員の状況（北陸信越運輸局管内の状況）

[法第8条第1項に掲げる者]

- 地方運輸局長＝自動車交通部長又は運輸支局長
- 関係地方公共団体＝県、市
- タクシー事業者＝県協会長、市(地区協会長)及び事業者
- 労働組合

- 地域住民＝消費者協会代表、自治振興会代表、商工会議所など
- 新潟県内各協議会においては、消費者協会代表及び柏崎

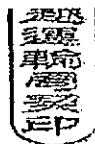
刈羽

原子力企業協議会事務局長が就任

[法第8条第2項に掲げる者]

- 関係行政機関等
 - ・労働局又は労働基準監督署
 - ・県警又は所轄署

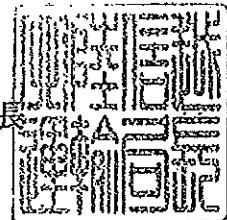
青字は、今回の法改正等により除外された機関



北信交旅第792号
平成26年2月5日

新潟交通圏準特定地域協議会会長 殿

北陸信越運輸局長



運賃の範囲の指定に関する通知について

標記について、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第16条第1項に基づき、別紙のとおり新潟交通圏の運賃の範囲を指定しようすることから、同法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第10条の5第1項の規定により通知します。

また、施行規則第10条の5第2項及び第10条の6第1項に基づき、当該運賃の範囲に関する意見書を2月20日までに新潟運輸支局長に提出して下さい。

なお、期日までに意見書の提出がない場合には、施行規則第10条の6第2項により、当該運賃の範囲に関する意見がない旨貴協議会から意見を受けたものとさせて頂きます。

新潟県A地区

運賃の範囲（公定帽運賃）

①特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制運賃及び待料金		
	初乗運賃	加算運賃			
上限運賃	1.3km 790 円	212 m 90 円	1分 20 秒	90 円	
B運賃	1.3km 780 円	215 m 90 円	1分 20 秒	90 円	
C運賃	1.3km 770 円	218 m 90 円	1分 20 秒	90 円	
D運賃	1.3km 760 円	220 m 90 円	1分 20 秒	90 円	
下限運賃	1.3km 750 円	223 m 90 円	1分 25 秒	90 円	

時間制運賃		
上限運賃	30分	4,400 円
B運賃	30分	4,300 円
C運賃	30分	4,250 円
D運賃	30分	4,200 円
下限運賃	30分	4,150 円

②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制運賃及び待料金		
	初乗運賃	加算運賃			
上限運賃	1.3km 730 円	217 m 90 円	1分 20 秒	90 円	
B運賃	1.3km 720 円	220 m 90 円	1分 20 秒	90 円	
C運賃	1.3km 710 円	223 m 90 円	1分 25 秒	90 円	
D運賃	1.3km 700 円	226 m 90 円	1分 25 秒	90 円	
下限運賃	1.3km 690 円	230 m 90 円	1分 25 秒	90 円	

時間制運賃		
上限運賃	30分	4,250 円
B運賃	30分	4,150 円
C運賃	30分	4,100 円
D運賃	30分	4,050 円
下限運賃	30分	4,000 円

③中型車

	距離制運賃		時間距離併用制運賃及び待料金		
	初乗運賃	加算運賃			
上限運賃	1.3km 630 円	256 m 80 円	1分 35 秒	80 円	
B運賃	1.3km 620 円	260 m 80 円	1分 35 秒	80 円	
C運賃	1.3km 610 円	264 m 80 円	1分 40 秒	80 円	
下限運賃	1.3km 600 円	268 m 80 円	1分 40 秒	80 円	

時間制運賃		
上限運賃	30分	3,200 円
B運賃	30分	3,100 円
C運賃	30分	3,050 円
下限運賃	30分	3,000 円

④小型車

	距離制運賃		時間距離併用制運賃及び待料金		
	初乗運賃	加算運賃			
上限運賃	1.3km 620 円	278 m 80 円	1分 45 秒	80 円	
B運賃	1.3km 610 円	283 m 80 円	1分 45 秒	80 円	
C運賃	1.3km 600 円	287 m 80 円	1分 45 秒	80 円	
下限運賃	1.3km 590 円	292 m 80 円	1分 50 秒	80 円	

時間制運賃		
上限運賃	30分	2,800 円
B運賃	30分	2,750 円
C運賃	30分	2,700 円
下限運賃	30分	2,650 円

新潟県B地区

運賃の範囲（公定幅運賃）

①特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制運賃及び待料金		
	初乗運賃	加算運賃			
上限運賃	1.5km 890 円	235 m 100 円	1分 25 秒	100 円	
B運賃	1.5km 880 円	238 m 100 円	1分 30 秒	100 円	
C運賃	1.5km 870 円	240 m 100 円	1分 30 秒	100 円	
D運賃	1.5km 860 円	243 m 100 円	1分 30 秒	100 円	
E運賃	1.5km 850 円	248 m 100 円	1分 30 秒	100 円	
F運賃	1.5km 840 円	249 m 100 円	1分 30 秒	100 円	
G運賃	1.5km 830 円	252 m 100 円	1分 35 秒	100 円	
下限運賃	1.5km 820 円	255 m 100 円	1分 35 秒	100 円	

時間制運賃		
上限運賃	30分	4,250 円
B運賃	30分	4,200 円
C運賃	30分	4,150 円
D運賃	30分	4,100 円
E運賃	30分	4,050 円
F運賃	30分	4,000 円
G運賃	30分	3,950 円
下限運賃	30分	3,900 円

②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制運賃及び待料金		
	初乗運賃	加算運賃			
上限運賃	1.5km 820 円	239 m 100 円	1分 30 秒	100 円	
B運賃	1.5km 810 円	242 m 100 円	1分 30 秒	100 円	
C運賃	1.5km 800 円	245 m 100 円	1分 30 秒	100 円	
D運賃	1.5km 790 円	248 m 100 円	1分 30 秒	100 円	
E運賃	1.5km 780 円	251 m 100 円	1分 35 秒	100 円	
F運賃	1.5km 770 円	255 m 100 円	1分 35 秒	100 円	
下限運賃	1.5km 760 円	258 m 100 円	1分 35 秒	100 円	

時間制運賃		
上限運賃	30分	4,200 円
B運賃	30分	4,100 円
C運賃	30分	4,050 円
D運賃	30分	4,000 円
E運賃	30分	3,950 円
F運賃	30分	3,900 円
下限運賃	30分	3,850 円

③中型車

	距離制運賃		時間距離併用制運賃及び待料金		
	初乗運賃	加算運賃			
上限運賃	1.5km 690 円	275 m 90 円	1分 40 秒	90 円	
B運賃	1.5km 680 円	279 m 90 円	1分 45 秒	90 円	
C運賃	1.5km 670 円	283 m 90 円	1分 45 秒	90 円	
D運賃	1.5km 660 円	288 m 90 円	1分 45 秒	90 円	
E運賃	1.5km 650 円	292 m 90 円	1分 50 秒	90 円	
下限運賃	1.5km 640 円	296 m 90 円	1分 50 秒	90 円	

時間制運賃		
上限運賃	30分	3,250 円
B運賃	30分	3,200 円
C運賃	30分	3,150 円
D運賃	30分	3,100 円
E運賃	30分	3,050 円
下限運賃	30分	3,000 円

④小型車

	距離制運賃		時間距離併用制運賃及び待料金		
	初乗運賃	加算運賃			
上限運賃	1.5km 680 円	300 m 90 円	1分 50 秒	90 円	
B運賃	1.5km 670 円	304 m 90 円	1分 50 秒	90 円	
C運賃	1.5km 660 円	309 m 90 円	1分 55 秒	90 円	
D運賃	1.5km 650 円	314 m 90 円	1分 55 秒	90 円	
E運賃	1.5km 640 円	319 m 90 円	1分 55 秒	90 円	
下限運賃	1.5km 630 円	324 m 90 円	2分 0 秒	90 円	

時間制運賃		
上限運賃	30分	3,000 円
B運賃	30分	2,950 円
C運賃	30分	2,900 円
D運賃	30分	2,850 円
E運賃	30分	2,800 円
下限運賃	30分	2,750 円

参考資料

～検討のポイント～

1. 運賃原価の物価状況を勘案した現行運賃の妥当性等に関する意見

別紙は、現行の自動認可運賃に4月1日から適用となる消費税率引き上げ分の転嫁をしたものとなっている。

2. 当該地域において、以下の運賃について公定幅運賃として指定を求めるかどうか

①距離制運賃において、初乗距離を短縮すること。

②時間制運賃において、初乗時間若しくは加算時間を短縮すること。

※ 指定を求める意見が出された場合は、運輸局長は当該運賃も（公定幅運賃として）併せて指定することとなるが、当該運賃を適用するかどうかは事業者の判断による。

資料 5

公 示

公 示 第 7 8 号

けり

公定幅運賃の範囲の指定方法等について

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）の施行に伴い、「公定幅運賃の範囲の指定方法等について」を別紙のとおり定めたので、公示する。

平成26年1月27日

北陸信越運輸局長 和迩 健二

公定幅運賃の範囲の指定方法等について

1. 公定幅運賃の範囲を指定する基本運賃

タクシー(タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号。以下「タク特法」という。))第2条第1項に定めるタクシー)の運賃及びハイヤー(タク特法第2条第2項に定めるハイヤーのうち、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程(平成26年国土交通省告示第56号)」第2条第3号に定めるものを除く。以下同じ。)の運賃のうち、以下の基本運賃について公定幅運賃(特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号。以下「法」という。)第16条第1項に基づき、国土交通大臣が指定又は変更する運賃。以下同じ。)の範囲を指定するものとする。なお、福祉輸送サービスに係る運賃については、範囲を指定しない。

(1) タクシーに係る基本運賃

① 距離制運賃(時間距離併用制を含む。)

距離制運賃とは、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年7月1日付け公示第14号。以下「運賃制度公示」という。)」1.(1)イに定める距離制運賃をいう。

距離制運賃の適用方法については、運賃制度公示1.(3)イ①②③④及び「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」及び「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について」の細部取扱いについて(平成14年1月25日付け国自旅第158号。以下「細部取扱通達」という。)」1.(1)によることとする。

② 時間制運賃

時間制運賃とは、運賃制度通達1.(1)ロに定める時間制運賃(その他、北陸信越運輸局長が別途定めるものを含む。)をいう。

時間制運賃の適用方法については、運賃制度公示1.(4)イ②(ただし書きを除く。)③によることとする。

ただし、地域の実情に応じて、初乗時間を30分単位、初乗及び加算運賃額を10円単位とすることができるとする。

(2) ハイヤーに係る基本運賃

(1) に同じ(運賃制度公示1.(4)イ④の取扱いを行うものを含む。)

2. 割引運賃及び定額運賃の取扱い

(1) 割引運賃

運賃制度公示1.(3)ニ又は1.(4)ハ②に定める遠距離割引又は

営業的割引が適用された基本運賃（以下「割引運賃」という。）のうち、
3. (1) ②で選定する原価計算対象事業者の総利用者数の二分の一以上の利用者が対象となるものは、基本運賃又は基本運賃に準ずる運賃に該当するものとして取扱い、このような割引運賃のうち、公定幅運賃の範囲内にないものは、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第3項に基づく運賃の変更命令について（平成26年1月27日付け公示第79号。以下「運賃変更命令公示」という。）」に定める運賃の変更命令の対象となる。

なお、このような割引運賃以外の割引運賃については、公定幅運賃制度の対象とはならず、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）第9条の3第1項に基づき、北陸信越運輸局長の認可を受けなければならない。

(2) 定額運賃

運賃制度公示1. (5) に定める定額運賃とする。ただし、運賃制度公示1. (1) ハ①に定める定額運賃の額は、当該定額運賃を定める定額運賃適用施設（特定の空港、鉄道駅、各種集客施設（公的医療機関、博物館、美術館、大規模テーマパーク（遊戯施設））等恒常に相当数の不特定多数の集客が見込まれる施設と認められるものをいう。以下同じ。）から他の適用施設又は一定のエリア内への最短経路による運送に適用される、公定幅運賃の範囲内で届け出られた基本運賃の額によるものとし、これを設定する場合にあっては、北陸信越運輸局長に届け出ることが必要となる。

また、当該基本運賃については、時間距離併用制運賃において時間加算を行わない距離制運賃とする。

このため、定額運賃は、基本運賃に準ずる運賃に該当することから、公定幅運賃の範囲内で届け出られた基本運賃の額によらない定額運賃は、運賃変更命令公示に定める運賃の変更命令の対象となる。

なお、運送法第9条の3第1項の認可を受けている定額運賃については、公定幅運賃の範囲内で届け出られた基本運賃に基づき改めて設定した上で、北陸信越運輸局長に届け出ることが必要となる。

3. 公定幅運賃の設定方法

公定幅運賃の設定方法は、以下のとおりとする。

(1) タクシーに係る公定幅運賃

① 標準能率事業者の選定

法第16条第2項第1号に定める「能率的な経営を行う標準的な一般乗

用旅客自動車運送事業者（以下「標準能率事業者」という。）」の選定は、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について（平成14年7月1日付け公示第15号。以下「運賃審査基準公示」という。）」別紙1第1に定める基準に基づき行う。

② 運賃原価（適正利潤を含む。）の算定

①で選定した標準能率事業者の中から、運賃審査基準公示別紙2第1の基準に基づき、「原価計算対象事業者」の選定を行い、同公示別紙2第2～第4、第6に基づき（人件費については、「一般タクシー事業における運賃改定申請の審査等の取扱いについて（平成19年3月30日付け公示第132号。以下「査定方針公示」という。）」1.（1）に基づき）、運賃原価を算定する。

③ 公定幅運賃の範囲の設定

【上限運賃】

②で算定した運賃原価をもとに、運賃審査基準公示別紙2第5、第7～第10、別添2、及び査定方針公示1（2）に基づき算定した額を上限運賃として設定する。

【下限運賃】

②で算定した運賃原価を、運賃審査基準公示別表1により区分し、同通達別紙3の1.（1）及び2.（1）に基づき算定し、査定方針公示3（2）に基づく所要の修正を行った額を、下限運賃として設定する。

④ 公定幅運賃の範囲内の設定

③で設定した上限運賃と下限運賃の範囲内において、運賃審査基準公示別紙3の1.（2）及び2.（2）に基づき算定し、査定方針公示3（2）に基づく所要の修正を行った運賃額等を設定する。

⑤ 車種区分

公定幅運賃は、運賃制度公示3.及び別表の区分に基づく車種区分ごとに設定する。

⑥ 初乗距離短縮等に係る公定幅運賃の設定

初乗距離を短縮する距離制運賃又は初乗時間若しくは加算時間を短縮する時間制運賃について、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第10条の6第1項に定める意見書（以下「意見書」という。）において、公定幅運賃として指定を求める意見がなされた場合は、運賃制度公示1.（3）イ⑤及び（4）イ②のただし書き、運賃審査基準公示別紙4第4の1.及び2.に基づき、公定幅運賃として設定する。

(2) ハイマーに係る公定幅運賃

ハイマーに係る公定幅運賃は、(1)で定める下限運賃以上とする。

4. タクシーに係る公定幅運賃の指定方法等

法第3条第1項に基づき特定地域又は法第3条の2第1項に基づき準特定地域（以下「特定地域等」という。）を指定した際は、以下の要領に基づき公定幅運賃の範囲の指定及び公表を行うこととする。

(1) 事案の公示

施行規則第11条の2に基づき、必要に応じ、公定幅運賃の指定に係る事案を公示することとする。

事案公示後10日以内に、施行規則第11条の3第3号に定める利害関係人から、施行規則第11条の4に基づく申請がなされた場合は、法第18条の3第2項に基づき意見の聴取を行うこととする。

(2) 協議会への通知

法第8条第1項に基づき協議会（以下「協議会」という。）が設置されている特定地域等にあっては、当該協議会に対し、施行規則第10条の5第2項に基づき、原則15日の提出期限を付して、施行規則第10条の5第1項に基づく通知（以下「通知」という。）を行い、指定しようとする公定幅運賃について、協議会の意見を聞くこととする。ただし、法第16条第3項に該当する特定地域等はこの限りではない。

(3) 公定幅運賃の指定

協議会から、意見書の提出がなされた場合又は通知に付した提出期限を経過した場合、公定幅運賃の指定に係る作業を開始することとする。

公定幅運賃の指定は、以下の方法に基づき行うこととする。

- ① 公定幅運賃の範囲の指定にあたっては、当該範囲を指定する趣旨が運送法第9条の3第2項に基づく認可基準の趣旨と合致していることに加え、地域指定において新たに運賃原価等を見直す必要性が乏しいこと等を勘案し、従来から運賃処理方針通達に基づいて設定された自動認可運賃の範囲を、公定幅運賃の範囲として指定することとする。
- ② 特定地域等の指定前に運賃改定申請がなされており、運賃改定（消費税率引き上げに伴う運賃改定を含む。）が、特定地域等の指定と同時又は指定直後に行われる場合においても、①の趣旨を勘案し、改定された自動認可運賃の範囲を、公定幅運賃の範囲として指定することとする。

なお、この場合は、指定しようとする公定幅運賃を「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定事案の取扱いについて（平成23年4月25日付け国自旅第41号。以下「改定事案取扱通達」という。）」に基づき、本省に送付することとする。

③ 意見書において、3. (1) ⑥に定める初乗距離短縮等に係る公定幅運賃の設定を求める意見がなされた場合は、当該運賃も併せて指定することとする。

ただし、当該運賃を適用するかどうかは事業者の判断による。

(4) 公定幅運賃の公表

(3) の作業終了後、速やかに公定幅運賃を公示することとする。この際、適用日も同時に公示することとする。適用日は、原則として公表日の30日後とする。

5. タクシーに係る公定幅運賃の変更方法

タクシーに係る公定幅運賃の変更方法は、以下の要領によることとする。

(1) 公定幅運賃の変更手続きの開始

以下の(ア)又は(イ)いずれかの基準を満たす場合、公定幅運賃の変更手続きを開始することとする。

(ア) 運賃審査基準公示1.に定める運賃適用地域（以下「運賃適用地域」という。）に属する全ての営業区域が、特定地域等に指定されている場合

当該運賃適用地域に営業区域を有する法人タクシー事業者から、公定幅運賃の変更を求める旨の要請書が提出され、かつ、原則として最初の要請があったときから3ヶ月の期間の間に、要請のあった法人タクシー事業者の合計車両数が、当該運賃適用地域における法人タクシー事業者全体車両数の7割以上となること。

(イ) 運賃適用地域に属する一部の営業区域が、特定地域等に指定されている場合

以下の(a)・(b)のいずれか又は両方において、原則として、最初の要請書又は申請書の提出があったときから3ヶ月の期間の間に、(a)における要請書を提出した事業者と、(b)における申請書を提出した事業者との合計車両数が、当該運賃適用地域における法人タクシー事業者全体車両数の7割以上となること。

(a) 当該運賃適用地域（特定地域等）に営業区域を有する法人タクシー事業者から、公定幅運賃の変更を求める旨の要請書が提出されること。

(b) 当該運賃適用地域（特定地域等を除く。）にのみ営業区域を有する法人タクシー事業者から、運賃審査基準公示に基づく運賃改定申請がなされること。

この場合、特定地域等と特定地域等以外の営業区域との両方に営業区域を有する法人タクシー事業者については、申請書のみで足ることとし、車両数の計上においても、重複計上は行わないようにすること。

また、既に運賃改定の申請書が提出されている地域において、特定地域等の指定がなされた場合、特定地域等にのみ営業区域を有する法人タクシー事業者から提出された申請書については、要請書として取扱うこと。

なお、要請書又は申請書の取り下げがなされた際の取扱いは、運賃審査基準公示2. (2)に準ずるものとし、これにより公定幅運賃の変更手続きの開始に至らなかった場合又は変更の手続きが中止となった場合は、(イ)(b)の申請書は、運送法第9条の3第2項第1号の規定に適合しないものとして却下処分を行うものとする。

(2) 公定幅運賃変更の要否の判定

(1) の要件を満たすことを前提に、以下の要件を満たす場合、公定幅運賃の変更を行う必要があるものとする。

特定地域等であるか否かに問わらず、当該運賃適用地域の内から、3(1)①で選定する標準能率事業者について、運賃審査基準公示別紙1第2の要領で算出した、実績年度又は実績年度の翌年度の適正利潤を含む加重平均収支率のいずれかが100%以下であること。

ただし、特定地域等においては、同公示別紙1第1における「改定申請事業者」とあるのを「特定地域等に存する事業者」と読み替えることとする。

(3) 協議会への通知

(2) の要件を満たした場合、協議会が設置されている場合は、公定幅運賃を変更する旨を協議会に通知し、意見を聞くものとする。

(4) 意見の聴取

公定幅運賃の変更が必要と認められる場合は、施行規則第11条の2に基づき、当該事案を公示することとする。

事案公示後10日以内に、施行規則第11条の3第3号に定める利害関係人から、施行規則第11条の4に基づく申請がなされた場合は、法第18条の3第2項に基づき意見の聴取を行うこととする。

なお、(1) (イ)の場合、運送法第89条の意見の聴取と同時に行つても差し支えない。

(5) 公定幅運賃の設定及び指定

公定幅運賃の変更にあたっては、3. (1) ③④の運賃を、公定幅運賃として設定する。この際、意見書において、初乗距離や車種区分の見直し等の意見がなされた場合は、見直しの是非を十分に検討したうえで、判断することとする。

また、意見書において、3. (1) ⑥に定める初乗距離短縮等に係る公定

幅運賃の設定を求める意見がなされた場合は、当該運賃も併せて設定することとする。ただし、当該運賃を適用するかどうかは事業者の判断による。

この設定された運賃を、改定事案取扱通達に基づき本省に送付し、本省における所定の手続き終了後、当該運賃を、公定幅運賃として指定することとする。

(6) 公定幅運賃の公表

(5) の指定後、速やかに公定幅運賃を公示することとする。この際、適用日も同時に公示することとする。適用日は、原則公表日の30日後とする。

(7) その他

(2) の作業を行うにあたっては、必要に応じ、特定地域等における事業者に対しては法第16条の2に基づくとともに、特定地域等以外の地域の事業者に対しては道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令75号）第10条の3第2項に基づき、原価計算書その他公定幅運賃の算定に必要な書類の報告を求ることとする。

(1) (イ) の場合であって、事業者から、公定幅運賃の変更を求める旨の要請書が提出された後、準特定地域の指定が解除された場合には、運賃改定申請受付期間を指定解除の日から3ヶ月間延長するものとする。

(1) (イ) の場合であって、公定幅運賃を変更する場合は、自動認可運賃も同時に変更を行うこととする。

6. その他

(1) 事業者から公定幅運賃への届出（（別添）正副控3部提出）がなされた際は、記載内容を確認後、受付印を押印し、1部を事業者控えとして返却すること。

(2) 届出書に記載する実施日は、公定幅の運賃の適用日（新たに当該特定地域等において事業を開始する者にあっては運行開始予定日）を記載するよう指導すること。

(3) 公定幅運賃の変更等の際には、協議会及び北陸信越運輸局長は、原則運賃審査基準公示別紙5に基づく情報提供を行うこととする。この場合、同公示別紙5において「事業者団体」とあるのは「協議会」と読み替えるものとする。

(4) 公定幅運賃の適用は、運賃制度公示と同じ適用方法とする。ただし、特定地域等においては、大型車及び特定大型車割増は適用しない。

附 則

本通達は、平成26年1月27日から施行する。